



土地改良事業計画概要書の公告について

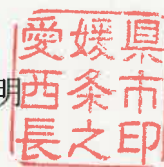
土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第96条の2第2項の規定に基づき、北条地区を受益地区とする新規土地改良事業を施行することを申請するため、次の事項を記載した書面とともにこの旨を公告する。

なお、この受益地区内にある農用地の所有者で、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者又はこの地区内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益している者で、その農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により、令和7年7月16日までに西条市農業委員会に申し出られたい。

おって、この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときはその示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に転用されたことに伴い、この事業につき交付を受けた補助金のうち当該転用農用地に係るものを返還する場合には、条例の定めるところにより当該転用農地につき法第3条に規定する資格を有する者から徴収する。

令和7年7月7日

西条市長 高橋 敏明



記

- ・ 市営土地改良事業（愛媛県単独土地改良事業・北条地区）計画概要書
- ・ 事業費の細目及び資金計画を記載した書面

市営土地改良事業(愛媛県単独土地改良事業・北条地区)計画概要書

第1章 目的

本計画区域は、かんがい排水施設が老朽化しているため、今後の干ばつによる農地の崩壊が懸念される。よって、本事業で用水ポンプを新設し、安心・安全の営農を行う。

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在

北条地区

2 当該土地改良事業に係る地域の現況

(1) 自然環境

本地区は西条市の北部に位置し、受益の農地は二級河川崩口川の南側に位置する。降水量は年間約1400mm、年間平均気温は16℃と温暖な気候である。

(2) 社会環境

本地区は、まとまった青地(農業振興地域内農用地区域内農地)地区であり、生産意欲が高い。しかしながら、本地区のかんがい排水施設が老朽化しており、いつ崩壊するか分からない状態である。

(3) 生産環境

稲作を中心とした農業が盛んである。

第3章 基本計画

本事業は令和7年度から令和8年度までの2か年で行うものであり、用水ポンプの新設を行う。

第4章 工事及び管理の要領

- 1 工事概要 井戸 深さ33m
用水ポンプ 1基

- 2 維持管理 事業完了後は、引き続き西条市東予土地改良区において管理を行う。

第5章 費用の概算

概算総事業費 44,000千円

第6章 効 用

かんがい排水施設を新設することにより、安定した農業用水の確保が可能になる。

第7章 他の事業との関係

なし

第8章 計画概要図

別紙のとおり

事業費の細目及び資金計画を記載した書面

事業費の細目

(単位:千円)

区 分	金 額	摘 要
本工事費	44,000	
測量試験費	0	
用地買収補償費	0	
工事雑費	0	
合 計	44,000	

資金計画

(単位:千円)

区 分	金 額	摘 要
国庫補助金	0	
県費補助金	17,600	
市負担金	22,000	
その他	4,400	
合 計	44,000	

北条地区 計画一般図

